

事 務 連 絡

令和3年9月29日

保護者の皆さま

川崎市子ども未来局保育事業部保育第2課長

### 緊急事態宣言解除に伴う保育所等における登園自粛要請の終了について

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、令和3年8月12日以降、登園自粛を要請させていただいており、保護者の皆様には、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、登園自粛要請につきましては、緊急事態宣言の終了に伴い、9月30日(木)に終了し、あわせて登園自粛保育料補助金の対象期間は9月30日までとします。

今後の保育所等の運営については、引き続き、感染防止対策を徹底しながら対応することとなりますので、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）

認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業

川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園

#### 1 登園自粛保育料補助金について

別途通知いたします。（対象者が限られますので、ご注意ください。）

#### 【問合せ先】

（地域保育園の運営に関すること）

川崎市子ども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128